

物価高対応子育て応援手当について

対象児童1人につき2万円を1回限りで支給します！

■はじめに・・・申請は必要ですか？

原則申請は不要ですが、申請が必要となる方もいます。詳細は、左面をご覧ください。
また、希望しない場合や支給口座を変更する場合、案内された期日までに届出書を窓口へ提出ください。

東通村
健康福祉課

(公務員の方は、お住まいの市町村窓口)

官公庁

子育て世帯

申請が必要な方

公務員の方

- ①-1 児童手当受給者【2.①】の場合、応援手当のご案内を村から1月下旬に送付いたします。
- ①-2 希望しない場合や支給口座を変更する場合、ご案内に同封の届出書を2月中旬までに村へ提出ください。
- ②-1 出生や離婚等により児童手当の申請を行った保護者【2.②】の場合 応援手当の申請書等のご案内を村から1月下旬に送付いたします。
- ②-2 申請書等に必要事項を記入し、2月中旬までに村へ提出ください。
- ①-3 児童手当受給口座等へ2月27日から順次、振り込みいたします。(但し、②-3及び③-5の方々については、申請書等の確認が必要なため支給時期が異なります。)
- ③-1 公務員の方【2.③】の場合には、お勤めの官公庁より応援手当の申請書等のご案内が送付されます。(官公庁により送付日が異なります。)
- ③-2 申請書等に必要事項を記入し、お勤めの官公庁へ提出ください。
- ③-3 お勤めの官公庁から児童受給手当の受給証明の押印された申請書が送付されます。
- ③-4 お住まいの市町村へ申請願います。

1. うちの子は、対象になるの？【対象児童】

次に記載する児童が対象になります。

- (1) 令和7年9月分（※）の児童手当の支給対象児童
(※令和7年9月に出生した児童については10月分)
- (2) 令和7年10月1日から令和8年3月31日までに出生した児童【要申請】

2. だれがもらえるの？【支給対象者】

- ①上記（1）の児童手当受給者、
- ②上記（2）の保護者のうち生計を維持する程度の高い者【要申請】
- ③上記（1）及び（2）に該当する公務員の方【要申請】

3. いくらもらえるの？【支給額】対象児童1人につき2万円（1回限り）です。

左面に続きます。必ずご確認ください！